

行政法の一般的法理論

行政行為	法律行為的行政行為 命令的行為→下命(禁止)・許可・免除 形成的行為→特許・許可・代理 準法律行為的行政行為 確認・公証・通知・受理 公定力・不可争力・自力執行力・不可変更力
行政裁量	羈束裁量行為・自由裁量行為 行政行為の附款 □条件・期限・負担・撤回権留保・法律効果一部除外 行政行為の瑕疵と取消し・撤回
行政立法	国民の権利利益を拘束 □法規命令→執行命令・委任命令 国民の権利利益を拘束しない □行政規則→訓令・通達・告示
行政上の強制措置	行政強制 □行政上の強制執行 代執行・執行・直接強制・行政上の強制徴収 □即時強制 □行政調査 行政罰 □行政刑罰・秩序罰

行政手続法

総則	地方公共団体の機関の行為の適用除外 (処分・行政指導・届出・命令等の制定)
申請に対する処分	審査基準・標準処理期間 審査・応答義務・理由の提示 情報提供・公聴会努力義務
不利益処分	処分基準・理由の提示 聴聞手続
行政指導	任務または所掌事務の範囲内 指導、勧告、助言、処分に該当しないもの 行政指導の中止等の求め・処分等の求め(いずれも書面)
命令等の制定	意見公募手続(公益上緊急なら省略可) 命令等の案・関係資料の公示(30日以上)
届出	行政庁に対しての一定の事項の通知 (法令による直接の義務付け)

行政不服審査法

目的	行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること
処分	→ 審査請求 (原則：上級庁) → 再審査請求 (法律の定める行政庁) ↑ 再調査の請求 (処分庁)
不作為	→ 審査請求 (不作為に再調査はない)
処分	行政行為+公権力行使にあたる事実行為で、継続的性質
不作為	申請に対し、行政庁が相当期間内に何らかの処分をすべきであるのに、これをしないこと
審査請求	□審査請求期間(知3カ月・再調査知1か月・決定後1年) □書面審理・審理員・職権探知主義・標準審理期間(努力)
仮の権利保護手続	□重大な損害・緊急の必要 □(不停止) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき 本案について理由がないとみえるとき □教示制度 □裁決(却下・棄却・認容・事情)

行政事件訴訟法

類型	主観訴訟→抗告訴訟・当事者訴訟 客観訴訟→民衆訴訟・機関訴訟
抗告訴訟	□処分の取消訴訟・裁決の取消訴訟 □無効等確認の訴え □不作為の違法確認の訴え □義務付けの訴え 非申請型・申請型(不作為の+取消/無効等と併合) 仮の義務付け □差止めの訴え・仮の差止め
当事者訴訟	□形式的(法令規定で当事者の一方を被告に) □実質的(公法の法律関係に関する確認の訴え)
客観訴訟	□民衆訴訟 選挙人たる資格その他自己の法律上の利益に関わらない資格で 国・地方公共団体の行為の是正を求める/選挙無効等 □機関訴訟 機関相互間における権限の存否またはその行使に関する訴訟